（別紙４）

事　前　評　価　調　書

Ⅰ 事業概要

事 業 名	交通安全施設等整備事業（歩道設置）
地 区 名	主要地方道　岡崎設楽線
事業箇所	岡崎市丸山町地内始め
事業のあらまし	当該路線は、岡崎市街地から旧額田町の山間部を通過し北設楽郡設楽町へ繋がる主要地方道であり、ラッシュ時は市街地へ向かう交通量が非常に多い。当該工区は、男川小学校、美川中学校の通学路となっているものの、歩道の有効幅員が狭く、通学自転車と歩行者、自動車交通が錯綜し、交通安全上危険な箇所である。 歩道の拡幅を早期に実施し、通学者を始め自転車歩行者の安全性向上を図る。
事業目標	【達成（主要）目標】 ①交通安全対策の強化 【副次目標】 ―

事 業 費	事業費	内訳
	3.00 億円	■工事費　2.40 億円、■用補費　0.30 億円、■その他　0.30 億円

事業期間	採択予定年度	平成 28 年度	着工予定年度	平成 28 年度	完成予定年度	平成 34 年度

事業内容	歩道設置　L=300m

Ⅱ 評価

①事業の必要性

1) 必要性	歩道が狭く、カーブ区間で車両の交通量も多いことから、通学自転車及び歩行者の安全な通行空間が確保されていない。
判定	A A：　現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：　現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。
	【理由】 通学者の安全確保のために歩道設置が必要である。

②事業の実効性

1) 事業計画

		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
工種区分	調査・設計	←→	←→	←→	←→			
	用地補償				←→	←→	←→	
	工事					←→	←→	←→
事業費（億円）		1.20					1.80	

2) 地元の合意形成	地元及び学校から強い要望があり、地元の合意形成が図られる環境にある。
判定	A A：　事業計画の実効性が期待できる。 B：　事業計画の実効性が期待できない。
	【理由】 円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性が期待できる。

Ⅲ 対応方針

事業実施が妥当である	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてＡ判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容
■対象（事業完了後５年目）　□対象外 【事業完了後５年を越えて実施する理由・対象外の理由】 【主な評価内容】 　工事実施前後の歩行者の安全性の変化